

○ 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

平成十四年国土交通省告示第四百十一号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法(丸太、製材その他これに類する木材(以下「丸太材等」という。)を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 材料</p> <p>一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第六百号)別表2の樹種又は<b>集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号)第五条第二項(1)イ表の樹種</b>としなければならない。</p> <p>二、三 (略)</p>	<p>丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法(丸太、製材その他これに類する木材(以下「丸太材等」という。)を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に指定する。</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 材料</p> <p>一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第六百号)別表2の樹種又は<b>構造用集成材の日本農林規格(平成八年農林水産省告示第百一十一号)別記3(7)イ表の樹種</b>としなければならない。</p> <p>二、三 (略)</p>

第三  
ノ  
第九  
(略)

第三  
ノ  
第九  
(略)